

第 2 7 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

本件各処分に対する本件各審査請求は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、請求書の送付先住所の変更及び送付先氏名変更（以下「送付先変更」という。）に関連する行政文書の公開請求（以下これらを「本件各公開請求」という。）に対する非公開決定に係るものであり、本件各審査請求のいずれにおいても、本件各処分の対象となる文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）の存在を主張するものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

審査請求①	公開請求日	平成27年11月12日
	請求内容	契約者が不存在時、送付先変更を受付センターから申し込むときの手続きがわかる文書
	決定日	平成27年11月25日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成27年12月 9日
審査請求②	公開請求日	平成27年12月 1日
	請求内容	契約者が不存在時、送付先変更するとき受付センターから申し込むときの手続きがわかる文書請求は、非開示決定なら、手続きは不能か可能かわかる文書
	決定日	平成27年12月28日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 1月18日
審査請求③	公開請求日	平成28年 1月27日
	請求内容	契約者不存在で継続使用するとき、みどり上下水道局では支払いはどのような対応しているかわかる文書
	決定日	平成28年 2月10日

	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月15日

第 4 実施機関の主張

1 本件各処分に係る決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求に対する行政文書を公開しない理由として、対象となる行政文書を作成していないため、不存在であると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求①及び②について、契約者が不存在時とは、契約者が死亡した場合かと思われる。

また、本件審査請求③について、契約者不存在で継続使用するときとは、契約者が死亡した後も契約者変更をせずそのまま継続使用する場合かと思われる。

(2) 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）及び名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）等（以下これらを「給水条例等」という。）には、使用者の変更があったときは、速やかに実施機関に届け出なければならないとされている。

すなわち使用者（契約者）が死亡した時には、速やかに名古屋市上下水道局に使用中止の届出を行い、継続して使用する場合は新たな使用者による使用開始申込みの手続きをし、使用者（契約者）変更をする必要がある。

(3) 上記(2)のとおり、給水条例等においては、使用者（契約者）が死亡した場合に使用中止等の手続きを要求しており、使用者（契約者）を変更しないで送付先変更をすることは想定していない。

したがって、使用者（契約者）を変更しないで送付先変更を行う事務手続に関する本件各対象文書は作成していない。

第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

(1) 本件審査請求①について

申込み受付のセンターは存在している。したがって、行政文書は存在している。

(2) 本件審査請求②について

受付センターで手続きできないなら不存在であるが、手続きができるなら行政文書は存在している。

(3) 本件審査請求③について

対応は不存在ではないから行政文書は存在する。

この公開請求を水道使用の中止の請求として起案したがその起案を承認した者は不存在であり、聴取はしていないなら起案者も存在していないことになる。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 本市における上下水道に関する取扱いについては、給水条例等に定めがあり、水道の使用を中止しようとする者は、あらかじめ実施機関に届け出なければならず、また、給水用途、戸数その他料金算定の標準に異動があったとき及び給水関係者の異動又は住所氏名に変更があったときは、速やかに管理者に届け出なければならぬと規定されている。

(2) さらに、給水条例等には、使用者の変更があったときは、実施機関に届け出なければならず、また、世帯主の変更、法人の名称の変更その他これらに準ずる事由により使用者の地位の承継を受けた者も、単独で当該届出をすることができるものと規定されている。

(3) 本件各公開請求にあたり、実施機関と審査請求人との間では次のやり取りがあった。

ア 契約者が死亡した際には、当該契約を終了し、新しい契約者との契約を締結するように審査請求人に説明をしたが、審査請求人は応じなかった。

イ 審査請求人は、実施機関に対して、死亡した契約者のまま請求先や宛

名を変更するように求めていた。

ウ 審査請求人は、別の行政文書公開請求において、「水道料金下水道使用料の送付先変更の手続き方法がわかる文書」を請求しており、実施機関は、給水条例等に規定されている送付先変更の手続きについては説明を行っていた。

(4) 実施機関は、上記(3)を踏まえ、本件各処分を行った。

3 本件各対象文書について

(1) 上記第3の本件各公開請求に対して、実施機関は、上記第4-2(3)のとおり本件各対象文書を、使用者（契約者）が死亡した場合に、使用者（契約者）を変更しないまま送付先変更を行う事務手続に関するもの（以下「本件対象文書」という。）と特定している。

(2) この点、本件各公開請求書に記載された文言のみをもってすれば、上記(1)のように特定することは困難と解される。

しかしながら、実施機関と審査請求人との間では、上記2(3)のやり取りがあり、また、審査請求人は実施機関の弁明意見書に対して、反論意見書を提出しておらず、かつ、口頭意見陳述においても出席することはなく、実施機関の特定について何ら主張もしていない。

(3) したがって、実施機関が本件各対象文書を、上記(1)のとおり本件対象文書として特定したことは、不当とまではいえない。

4 本件対象文書の有無について

(1) 上記2のとおり、給水条例等によれば、使用者の変更があったときは、速やかに実施機関に届け出なければならないとされている。

一方で、当該届出がなされないまま、送付先変更及び継続使用をすることができる定めは規定されておらず、給水条例等上、そのような取扱いを行うことは想定されていないと認められる。

このことから、実施機関が、本件対象文書を作成することの必要性があったとは考えにくい。

(2) 以上のことから、本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

- 5 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。
- 6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

本件各対象文書については、上記第 6 3で述べたとおりであるが、この場合、実施機関においては公開請求者に公開請求の趣旨を確認し、その趣旨に応じて公開請求書の補正を求める等の対応が必要であったと思料される。

今後、実施機関においては公開請求に対する文書の特定にあたっては、条例に定める手続きを踏まえ、適切に対応することを要望する。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
平成28年 1月19日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月18日	実施機関の弁明意見書を受理
5月25日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
平成28年 2月18日	諮問書の受理
3月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知

(3) 本件審査請求③

年 月 日	内 容
平成28年 3月11日	諮問書の受理
3月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理

10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
--------	--

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和元年 11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
5月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久